

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業実施要綱

(趣旨)

第1条 “揺るぎない長期的展望と、県民協働による持続可能な森林づくり”を目標に「木の国・山の国県民運動」を推進するため、民間団体やNPO等(以下、「民間団体等」という。)を対象に、平成19年8月8日に開催する「ぎふ山の日フェスタ」の記念企画を実施する事業(以下「ぎふ山の日フェスタ記念公募事業」という。)を行うこととし、その実施に当たっては、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付要綱(以下「交付金交付要綱」という。)に定めるもののほか、このぎふ山の日フェスタ記念公募事業実施要綱の定めるところによる。

(企画の公募等)

第2条 ぎふ山の日運動推進実行委員会事務局(以下、「事務局」という。)は、民間団体等との幅広い協働活動を通じた「木の国・山の国県民運動」の推進を図るため、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業の実施にあたり、県内外の団体(以下、「実施団体」という。)から企画を募集する。

2 実施団体は、別に定める日までに、以下のとおり必要な書類を作成し、ぎふ山の日運動推進実行委員会委員長(以下「実行委員長」という。)に提出するものとする。

- (1) 企画提案書(評価様式1)
- (2) 企画の実施方針及び手法(評価様式2)
- (3) 実務担当者の経験及び能力(評価様式3)
- (4) 企画提案内容と同種の実務に関する実績(評価様式4)
- (5) 収支予算書(評価様式5)
- (6) 参考資料

3 提出する企画は、公益的で非営利の活動、公共的な活動に係るものであり、かつ、実施団体が主体的、自主的に取り組む実践活動で、地域住民や都市住民に宣伝して、効果的な実践活動を行うに足る人数の参加を求める手段を講じようとするものとする。

4 企画の内容は「ぎふ山の日フェスタ」の開催趣旨に則ったものとする。

5 企画の実施日は、平成19年8月4日(土)から8日(水)の期間内とする。

6 企画の実施場所(会場)は、岐阜県立森林文化アカデミーの敷地内とする。

(応募の主体)

第3条 応募しようとする者は、次の条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者が中心となって構成された実施団体でないこと。
- (2) 企画案提出書の提出期限が、岐阜県の入札参加資格停止措置を受けている期間中となる団体でないこと。
- (3) 会社法に基づき設立された法人であって、既に森林資源等を活用した営利行為を行っている団体でないこと。
- (4) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体でないこと。
- (5) 自ら企画した企画案を實踐可能な実施団体であること。
- (6) 「木の国・山の国県民運動」の趣旨を十分に理解するとともに、当該運動のPRや普及活動に積極的に取り組むことが期待可能な責任能力のある者(未成年者の場合は親の同意を得た者)が中心となって構成された実施団体であること。

(企画選定委員会の設置)

第 4 条 実行委員長は、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業の実施にあたり、提出された企画を適正かつ公平に評価するため、選定等にあたって企画の評価を行う「ぎふ山の日フェスタ記念公募事業企画選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設けるものとする。

2 選定委員会は、選定委員 5 人以内で組織する。

3 選定委員は、有識者や行政担当者等のうちから実行委員長が任命する。

4 選定委員会の評価事項は、次のとおりとする。

(1) 候補として選定することが適当な企画

(2) その他、企画を選定するために必要な事項

5 選定委員会は、必要に応じ企画提案書の内容についての説明を求めることができる。

6 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は実行委員長が定める。

(評価の基準)

第 5 条 企画の評価に関する基準は、選定委員会が別に定める。

(企画の実施に向けた調整)

第 6 条 選定委員会において選定することが適当と判断された企画を円滑に実施するため、関係機関との調整等につき、事務局と実施団体との間で十分な調整を行う。

(選定結果の通知)

第 7 条 実行委員長は、選定委員会における選定結果を実施団体に通知するものとする。

(必要な支援)

第 8 条 実行委員長は、前条による選定を受けた実施団体の求めに応じ、次のような必要な支援を行う。

(1) 活動に当たって必要となる情報提供、アドバイス

(2) 専門的知識を有する者、アドバイスを行える者にかかる情報の提供

(3) 関係機関等との調整

(4) その他必要な支援

(実施状況の報告)

第 9 条 実施団体は、既にぎふ山の日フェスタ記念公募事業が完了し、第 11 条の実績報告書を提出している場合を除き、実行委員長の求めに応じて、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業の実施状況を別紙様式により実行委員長に報告しなければならない。

(実施内容の変更)

第 10 条 実施団体は、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更企画書を実行委員長に提出しなければならない。

2 実行委員長は、前項の変更企画書が提出された場合は、速やかにこれを審査し、その内容が採択された趣旨を大きく逸脱しない場合は、変更を承認するものとする。

3 実行委員長は、前項の場合において、「ぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金」の交付額の変更を要する場合は、遅滞なく変更交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第 11 条 実施団体は、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業を完了したときは、下記内容についてぎふ山の日フェスタ記念公募事業交付金交付要綱に定める様式により、必要な事項を記載した実績報告書を実行委員長に提出しなければならない。

(1) 事業の実績を記載した書類

- (2) 活動に要した経費の明細書、支出の証拠となる書類
- (3) 活動結果報告書
- (4) その事業の実績に係る参考資料

(実施結果の公表)

第 1 2 条 実行委員長は、実施団体の行ったぎふ山の日フェスタ記念公募事業を公表するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、ぎふ山の日フェスタ記念公募事業の実施について必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 5 日から施行する。

企画提案書

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業

標記事業について、企画提案をします。この提案書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

ぎふ山の日運動推進実行委員会
委員長 石川 道政 様

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

1 団体の概要

ふりがな		
団体名		
団体の所在地	〒 住所	
連絡先	TEL: FAX : e-mail :	
代表者氏名 及び住所等	氏名 〒 住所	
担当者氏名 及び住所等	氏名 〒 住所	
役員・職員数	役員 人(うち常勤 人)	職員 人(うち常勤 人)
団体の設立時期	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
団体の概要 〔 設立経過 活動内容 予算規模等 〕	「別添資料を参照」としても可	

企画の実施方針及び手法

2 企画案の内容

企画の名称	
企画の実施日	平成 年 月 日（ ）
企画目的・背景	
実施場所	
実施項目及び 実施内容 （ 実施内容 実施規模等 ）	
想定される 事業効果	
広報計画	

実務担当者の経験及び能力

1 実施体制 (実施体制図)

【例】

```

graph TD
    A[統括者名] -.- B[主任担当者名]
    B -.- C[協力スタッフ名  
(部門名)]
    B -.- D[担当者名]
    B -.- E[担当者名]
    B -.- F[担当者名]
    
```

2 主任担当者等の経歴

氏 名	年 齢	実務経験年数	資 格	備 考
【例】 岐阜 太郎	40	10年6ヶ月	森林インストラクター	

企画提案内容と同種の実務に関する実績

業務名	時 期	発注者	概 要	備 考
	平成 年 月 ~平成 年 月			
	平成 年 月 ~平成 年 月			
	平成 年 月 ~平成 年 月			
	平成 年 月 ~平成 年 月			
	平成 年 月 ~平成 年 月			

別紙様式（第9条関係）

平成 第 年 月 日

ぎふ山の日運動推進実行委員会
委員長 石川 道政 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

ぎふ山の日フェスタ記念公募事業実施状況報告書

このことについて、下記により実施状況を報告します。

記

実施事業名	実施日	実施場所	実施した事業内容	参加人数	活動に要した経費（円）

その他、写真など実施状況の分かる参考資料を添付すること